

配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金交付要綱

制定：令和 8 年 3 月 6 日付け畜第 2998 号

(趣旨)

第 1 条 知事は、配合飼料等の価格が高騰し、経営が悪化している畜産農家等の経営の安定化を図るため、佐賀県農業協同組合、佐賀県開拓畜産事業協同組合、(一社)佐賀県配合飼料価格安定基金協会及び畜産農家等(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。)、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「令」という。)、総務省所管補助金等交付規則(平成 12 年 12 月 27 日総理府・郵政省・自治省令第 6 号。以下「総務省規則」という。)、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金交付要綱(令和 5 年 12 月 21 日付け総行政第 327 号。以下「重点交付金要綱」という。)、佐賀県補助金等交付規則(昭和 53 年佐賀県規則第 13 号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

(1) 配合飼料等

配合飼料価格安定制度の補填対象となる飼料又は、混合飼料(タンパク質、炭水化物、脂肪を主な栄養素として供給するために購入した飼料であり、原料にとうもろこし、こうりゃん、大麦、ふすま、大豆油粕、菜種油粕、精白米、魚粉を 2 種類以上混合している飼料。なお、粗飼料を含むものは除く。)

(2) とうもろこし

自家配合用輸入とうもろこしであり、次のいずれかを満たすもの。

ア 丸粒とうもろこし(とうもろこし等の関税割当制度に関する省令(昭和 40 年農林省令第 13 号)に基づき、単体飼料用(丸粒)の用途で関税割当を受けて通関されたものに限る。)

イ 単体飼料とうもろこし(関税定率法施行令(昭和 29 年政令第 155 号)第 6 条の単体飼料に該当するとうもろこしであり、圧ぺん又は粉碎(コーンパウダー、コーングリッド)されているものに限る。)

(3) TMR (total mixed ration: 完全混合飼料)

粗飼料、濃厚飼料、ビタミン、ミネラルなどを混合し、家畜が必要とする養分バランスを満たすよう均一に混合した飼料。

(交付の対象経費及び補助金額)

第 3 条 補助金の交付の事業区分、補助事業者、経費区分、対象経費、交付対象数量、交付単価及び採択要件は、別表に定めるとおりとする。

(暴力団の排除)

第 4 条 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次に掲げるいずれにも該当する者であっては

ならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 補助事業者は、前項の（2）から（7）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（補助金の交付申請）

第5条 別表の補助事業者①②③が提出する規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 別表の補助事業者④が提出する規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第2号のとおりとする。

3 第1項及び第2項の交付申請書の提出期限は別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

4 第1項及び第2項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

5 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

（補助金の交付の条件）

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、総務省規則、規則、重点交付金要綱及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更のない場合で、別表の事業区分の欄に掲げる事業の相互間におけるそれぞれの経費の30%以内の変更については、この限りではない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第3号のとおりとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条に規定する申請の取下げをできる期間は、補助金の交付決定を受けた日から14日以内とする。

(事業の着手)

第8条 別表の補助事業者①②③の事業の着手は、補助金の交付決定に基づき行うものとする。

(実績報告)

第9条 別表の補助事業者①②③が提出する規則第12条第1項に規定する実績報告書は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日（第11条第1項の規定により補助金の全額を概算で交付した場合は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月30日）のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

3 別表の補助事業者④が提出する規則第12条第1項に規定する実績報告書の提出は、第5条第2項の申請手続きに含めて行うものとする。

4 第5条第4項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第10条 知事は、前条第1項及び第3項の報告を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内の日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて別途定められた年利割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付)

第11条 この補助金は、知事が必要と認める場合は、概算払で交付することができるものとする。

2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、様式第2号、様式第6号（精算払）又は第7号（概算払）のとおりとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第 12 条 知事は、補助事業者が、法、令、総務省規則、規則、重点交付金要綱及びこの要綱に基づく県の処分若しくは指示に違反した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、本人の責に帰すべき事由でない場合はこの限りではない。

2 前項の規定は、補助金を交付した後についても適用する。

(補助金の返還)

第 13 条 知事は、交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた補助対象事業者は、知事が指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなければならない。また、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて別途定められた年利割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 14 条 第 5 条第 4 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第 9 条第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、様式第 5 号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(事業の実施状況調査)

第 15 条 知事は、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて事業実施主体に対し、調査、または報告を求め、もしくは指導することができる。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 6 日から施行する。

(別表)

事業区分	(1) 配合飼料等に対する支援	(2) とうもろこしに対する支援	(3) TMRに対する支援	事務費に対する支援
補助事業者	① 佐賀県農業協同組合 ② 佐賀県開拓畜産事業協同組合 ③ (一社) 佐賀県配合飼料価格安定基金協会 ④ 畜産農家等			
経費区分	補助金			事務費
対象経費	◆ 補助事業者①②③が行う、畜産農家等に対する配合飼料等の価格上昇分の 1/2 相当に係る支援に要する経費 ◆ 補助事業者④が購入した配合飼料等の価格上昇分の 1/2 相当の経費	◆ 補助事業者①②③が行う、畜産農家等に対するとうもろこし価格上昇分の 1/2 相当に係る支援に要する経費 ◆ 補助事業者④が購入したとうもろこし価格上昇分の 1/2 相当の経費	◆ 補助事業者①②③が行う、畜産農家等に対する TMR 価格上昇分の 1/2 相当に係る支援に要する経費 ◆ 補助事業者④が購入した TMR 価格上昇分の 1/2 相当の経費	補助事業者①②③が、本表の事業区分の (1) 及び (2) の事業を円滑に実施するために行う事務に要する経費のうち以下の費用 ・ 賃金、社会保険料、旅費、印刷製本費、通信運搬費、その他事務諸費 (振込手数料等)
交付対象数量	配合飼料等の購入実績数量 (令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの納品分)	とうもろこしの購入実績数量 (令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの納品分)	TMR の購入実績数量 (令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの納品分) に 0.6 を乗じた数量	—
交付単価	交付対象数量 1 トン当たり 1,050 円 ※ただし、補助事業者毎の交付額が 1,000 円未満 (953kg 未満) の場合は補助金交付対象外とする。			定額
採択要件	畜産農家等は次の要件を満たしていること。 (1) 畜産農家にあつては、申請時点において佐賀県内に居住し、畜産業を営んでいること。法人にあつては、申請時点において本店所在地が佐賀県内にあり、畜産業を営んでいること。			—

	(2) 飼料購入費の縮減につながる次のいずれかの取組を行うこと。 ① 給餌を一度に行うのではなく、1日数回に少量ずつ分けて給餌するなど飼料の食べこぼしを低減させる。 ② 個体ごとの増体の状況に応じて早期出荷に取り組む。 ③ 青刈りとうもろこしなどの良質な粗飼料の給与により、飼料穀物の給餌量を低減させる。 ④ とうもろこしの代替として、飼料用麦、飼料用米の比率を高めた配合飼料等を利用する。 ⑤ 比較的安価な食品残さ等を活用したエコフィードを利用する。 ⑥ フィーダーの破損等が無いかなこまめに確認して設備の管理を徹底する。 ⑦ その他飼料費の縮減につながる取組を行う。	
--	--	--

様式第 1 号（別表の補助事業者のうち①②③に該当する者）

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者役職・氏 名

配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金交付申請書

令和 8 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金 金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金交付要綱の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 別紙 1
- 2 別紙 2

添付資料

- ① 誓約書（別紙 A）
- ② 飼料購入実績数量明細（別紙 B）
- ③ その他、知事が必要と認める書類

様式第 2 号（別表の補助事業者のうち④（畜産農家等）に該当する者）

申請年月日 (事業完了年月日)	令和		年		月		日
郵便番号・住所	〒						
法人名							
代表者役職・氏名							
連絡先（携帯番号）	— —						

配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書

配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請するとともに実績を報告します。また、交付決定及び額の確定後は、佐賀県補助金等交付規則及び配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金交付要綱の規定により、補助金を下記の口座に振り込まれるよう請求します。

記

1 事業の内容及び実績

畜 種				頭羽数	
農場住所					
	販売・納品実績数量 (A)		係数 (B)	補助金交付 単価 (C)	補助金額 (D = A × B × C)
① 配合飼料等に対する支援		トン	1.0	1,050 円	円
② とうもろこしに対する支援		トン	1.0	1,050 円	円
③ TMRに対する支援		トン	0.6	1,050 円	円
	交付申請・実績額				円

※①、②、③のいずれか又は全てに補助金交付対象数量及び補助金算定額を記載すること。

※Aについては、添付資料の「飼料販売・納品証明書」の合計購入実績数量を記入すること。

※Aについては、小数第 3 位まで（kg単位まで）記入し、小数第 4 位については切り捨てること。

※Dについては、1 円未満の金額を切り捨てること。

2 振込先口座

金融機関名		銀行・ 農協・ 金庫		本店・支店・ 本所・支所・ 出張所
口座種別	1 普通（総合） 2 当座 3 その他			
口座番号				右詰めでご記入ください
フリガナ				
口座名義人				

【個人情報の取扱に関する御案内】

この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金交付のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。なお、県における個人情報の取扱については、佐賀県個人情報保護方針で定めております。

添付資料

- ① 誓約書（別紙C）
- ② 飼料販売・納品証明書（別紙D）※飼料販売店から発行してもらうこと
- ③ 申請時点で畜産業を営んでいることを確認できる書類（売上伝票、精算書等の写し）
- ④ 振込先口座の通帳の写し（通帳の見開き1・2ページ）
- ⑤ その他、知事が必要と認める書類

様式第3号（別表の補助事業者のうち①②③に該当する者）

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者役職・氏 名

配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金について、下記に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更し、[金 円
の追加交付（減額承認）を受け] たいので、佐賀県補助金等交付規則及び配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

変更の理由

- （注1）補助金額の変更のない変更申請の場合は、[] 分を消去すること。
- （注2）変更の内容は、補助金交付申請に準じて作成し、変更前の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に、変更後を下段に記載すること。

様式第4号（別表の補助事業者のうち①②③に該当する者）

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者役職・氏 名

配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金交付要綱の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 別紙1
- 2 別紙3

（注1）別紙1は、交付申請書又は変更承認申請書を実績報告書として作成し、金額等に変更があった場合は、比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に、変更後を下段に記載すること。

（注2）以下の資料を添付すること。

- 1 畜産農家等への補助金交付の実績が明らかとなるもの（支払明細書等）
- 2 事業に要した経費が明らかとなるもの（例：帳簿、請求書、領収書、振込伝票の写し等）
- 3 その他必要な資料

様式第 5 号（別表の補助事業者のうち①②③に該当する者）

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者役職・氏 名

配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け畜第 号により補助金交付決定の通知があった配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金について、配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金交付要綱の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 佐賀県補助金等交付規則第 1 3 条に基づく
補助金の額の確定額 金 円
(令和 年 月 日付け畜第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
- 3 消費税及び地方交付税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3 の金額から 2 の金額を減じて得た額）
金 円

（注）記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等があるもの）
・付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳も確認できる資料も併せて提出すること）
・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。

様式第 6 号（別表の補助事業者のうち①②③に該当する者）

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者役職・氏 名

配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名		銀行・ 農協・ 金庫		本店・支店・ 本所・支所・ 出張所
口座種別	1 普通（総合） 2 当座 3 その他			
口座番号				右詰めで御記入ください
フリガナ				
口座名義人				

（注）「精算払」で交付する場合の様式である。

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者役職・氏 名

配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

1 今回請求額

経費区分	事業区分	補助事業に要した経費	交付決定額 ①	既受領額 ②	今回概算払請求額 ③	今後請求見込額 ④＝①－②－③
補助金	(1) 配合飼料等に対する支援	円	円	円	円	円
	(2) とうもろこしに対する支援					
	(3) TMRに対する支援					
事務費	—					
計	—					

2 振込先

金融機関名		銀行・ 農協・ 金庫		本店・支店・ 本所・支所・ 出張所				
口座種別	1 普通（総合） 2 当座 3 その他							
口座番号								右詰めで御記入ください
フリガナ								
口座名義人								

（注1）「概算払」で交付する場合の様式である。

(参考資料)

年 月 日

(補助事業者の名称)

(代表者氏名) 様

(交付対象畜産農家等の住所)

(氏名)

配合飼料価格高騰経営安定対策事業における参加申込書

配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金について、参加を申し込みます。

なお、本事業の補助金交付要綱に違反した場合には、交付された補助金を返還することを誓約します。

1 令和8年度において、以下で選択した飼料費縮減の取組を実施します。

＜取組項目チェックシート＞

選択欄	取組内容
	① 給餌を一度に行うのではなく、1日数回に少量ずつ分けて給餌するなど飼料の食べこぼしを低減させる。
	② 個体ごとの増体の状況に応じて早期出荷に取り組む。
	③ 青刈りとうもろこしなどの良質な粗飼料の給与により、飼料穀物の給餌量を低減させる。
	④ とうもろこしの代替として、飼料用麦、飼料用米の比率を高めた配合飼料等を利用する。
	⑤ 比較的安価な食品残さ等を活用したエコフィードを利用する。
	⑥ フィーダーの破損等が無いかこまめに確認して設備の管理を徹底する。
	⑦ その他飼料費の縮減につながる取組を行う。 →具体的な内容：

※取組項目を選択し、選択欄に○印を記入。

2 次に掲げるいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(別紙1)

1 事業の目的（又は成果）

2 事業の内容及び経費の配分

経費区分	事業区分（注1）	購入実績数量	係数	補助金 交付単価	事業費（注2）		備考（注3）
					県補助金	その他	
1 補助金	（1）配合飼料等に対する支援	トン		円/トン	円	円	
			1.0	1,050			
	（2）とうもろこしに対する支援	トン		円/トン	円	円	
			1.0	1,050			
	（2）TMRに対する支援	トン		円/トン	円	円	
			0.6	1,050			
2 事務費		—	—	—	円	円	
		—	—	—	円	円	
		—	—	—	円	円	
合計（円）							

（注1）経費区分の2の事業区分の欄には、具体的な経費名（「賃金」、「資料代」等）を記載すること。また、必要に応じて行を増やして記載すること。

（注2）経費区分の1の事業費は、別紙Bの合計から転記し、経費区分の2の事業費は消費税額及び地方消費税額を含む金額を記入すること。

（注3）備考欄には、仕入に係る消費税等相当額について、これを減税した場合には「除税額〇〇円、うち県費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

3 補助金交付対象数量の内訳及び飼料費低減に向けた取組計画（又は実績）

（1）配合飼料等に対する支援

畜産農家数	購入実績数量（トン）	飼料費縮減に向けた取組
別紙Bのとおり		

（2）とうもろこしに対する支援

畜産農家数	購入実績数量（トン）	飼料費縮減に向けた取組
別紙Bのとおり		

（2）TMRに対する支援

畜産農家数	購入実績数量数量（トン）	飼料費縮減に向けた取組
別紙Bのとおり		

4 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

(別紙2)

収支予算

(1) 収入の部

区分	予算額	備考
県費補助金		
その他		
計		

(2) 支出の部

区分	予算額	備考
配合飼料価格高騰経営安定対策事業		
計		

(別紙3)

収支精算

(1) 収入の部

区分	精算額	予算額	比較増減		備考
			増	減	
県費補助金					
その他					
計					

(2) 支出の部

区分	精算額	予算額	比較増減		備考
			増	減	
配合飼料価格高騰経営安定対策事業					
計					

(別紙A)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

(ふりがな)
法人・団体名

(ふりがな)
代表者役職・氏名

生 年 月 日 (大正・昭和・平成) 年 月 日

注 1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名することができる。

2 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報、令和7年度の配合飼料価格高騰経営安定対策事業に関する事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。

(別紙B)

飼料購入実績数量明細

【配合飼料等】

NO	畜産農家等名	畜種 (※1)	購入実績数量 (トン) (※2)	係数	補助金額(円) (購入実績数量×係数×交付単価) (※3)	飼料費縮減に向 けた取組(※ 4)	備考(⑦の場合、具体的な 取組内容を記入)
1				1.0			
2				1.0			
3				1.0			
合計							

(※1) 畜種は、繁殖牛、肥育牛、乳用牛、養豚、採卵鶏、ブロイラー等から選択して入力すること。

(※2) 購入実績数量(トン)は、小数第3位まで(kg単位まで)記入し、小数第4位については切り捨てること。

(※3) 補助金額は、購入実績数量(トン)×係数×交付単価(円)で算出するものとし、畜産農家等毎に1円未満切り捨てとすること。

(※4) 飼料費縮減に向けた取組は、下記番号から選択すること。

- ①給餌を一度に行うのではなく、1日数回に少量ずつに分けて給餌するなど飼料の食べこぼしを低減させる。
- ②個体ごとの増体の状況に応じて早期出荷に取り組む。
- ③青刈りとうもろこしなどの良質な粗飼料の給与により、飼料穀物の給餌量を低減させる。
- ④とうもろこしの代替として、飼料用麦、飼料用米の比率を高めた配合飼料等を利用する。
- ⑤比較的安価な食品残さ等を活用したエコフィードを利用する。
- ⑥フィーダーの破損等が無いかこまめに確認して設備の管理を徹底する。
- ⑦その他飼料費の縮減につながる取組を行う。

(注1) 令和7年度中に佐賀県内に居住する畜産農家等に配合飼料等・とうもろこし・TMRが納品されたこと及び数量がわかる資料等を提出すること。

(注2) 必要に応じて行を増やして記載すること。

(別紙B)

飼料購入実績数量明細

【とうもろこし】

NO	畜産農家等名	畜種 (※1)	購入実績数量 (トン) (※2)	係数	補助金額(円) (購入実績数量×係数×交付単価) (※3)	飼料費縮減に向 けた取組(※ 4)	備考(⑦の場合、具体的な 取組内容を記入)
1				1.0			
2				1.0			
3				1.0			
合計							

(※1) 畜種は、繁殖牛、肥育牛、乳用牛、養豚、採卵鶏、ブロイラー等から選択して入力すること。

(※2) 購入実績数量(トン)は、小数第3位まで(kg単位まで)記入し、小数第4位については切り捨てること。

(※3) 補助金額は、購入実績数量(トン)×係数×交付単価(円)で算出するものとし、畜産農家等毎に1円未満切り捨てとすること。

(※4) 飼料費縮減に向けた取組は、下記番号から選択すること。

- ①給餌を一度に行うのではなく、1日数回に少量ずつに分けて給餌するなど飼料の食べこぼしを低減させる。
- ②個体ごとの増体の状況に応じて早期出荷に取り組む。
- ③青刈りとうもろこしなどの良質な粗飼料の給与により、飼料穀物の給餌量を低減させる。
- ④とうもろこしの代替として、飼料用麦、飼料用米の比率を高めた配合飼料等を利用する。
- ⑤比較的安価な食品残さ等を活用したエコフィードを利用する。
- ⑥フィーダーの破損等が無いかこまめに確認して設備の管理を徹底する。
- ⑦その他飼料費の縮減につながる取組を行う。

(注1) 令和7年度中に佐賀県内に居住する畜産農家等に配合飼料等・とうもろこし・TMRが納品されたこと及び数量がわかる資料等を提出すること。

(注2) 必要に応じて行を増やして記載すること。

(別紙B)

飼料購入実績数量明細

【TMR】

NO	畜産農家等名	畜種 (※1)	購入実績数量 (トン) (※2)	係数	補助金額(円) (購入実績数量×係数×交付単価) (※3)	飼料費縮減に向 けた取組(※ 4)	備考(⑦の場合、具体的な 取組内容を記入)
1				0.6			
2				0.6			
3				0.6			
合計							

(※1) 畜種は、繁殖牛、肥育牛、乳用牛、養豚、採卵鶏、ブロイラー等から選択して入力すること。

(※2) 購入実績数量(トン)は、小数第3位まで(kg単位まで)記入し、小数第4位については切り捨てること。

(※3) 補助金額は、購入実績数量(トン)×係数×交付単価(円)で算出するものとし、畜産農家等毎に1円未満切り捨てとすること。

(※4) 飼料費縮減に向けた取組は、下記番号から選択すること。

- ①給餌を一度に行うのではなく、1日数回に少量ずつに分けて給餌するなど飼料の食べこぼしを低減させる。
- ②個体ごとの増体の状況に応じて早期出荷に取り組む。
- ③青刈りとうもろこしなどの良質な粗飼料の給与により、飼料穀物の給餌量を低減させる。
- ④とうもろこしの代替として、飼料用麦、飼料用米の比率を高めた配合飼料等を利用する。
- ⑤比較的安価な食品残さ等を活用したエコフィードを利用する。
- ⑥フィーダーの破損等が無いかこまめに確認して設備の管理を徹底する。
- ⑦その他飼料費の縮減につながる取組を行う。

(注1) 令和7年度中に佐賀県内に居住する畜産農家等に配合飼料等・とうもろこし・TMRが納品されたこと及び数量がわかる資料等を提出すること。

(注2) 必要に応じて行を増やして記載すること。

(別紙C)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 対象要件を満たしています。
- 2 本事業の補助金交付要綱に違反した場合には、補助金の返還等に応じるとともに、加算金の支払いに応じます。
- 3 佐賀県から検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- 4 市町等、他の行政機関等が支援金等の支給要件の該当性を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本補助金の申請書及び提出書類に記載された情報を当該行政機関等の求めに応じて提供することに同意します。
- 5 令和8年度において、以下で選択した飼料費縮減の取組を実施します。

〈取組項目チェックシート〉

選択欄	取組内容
☐	① 給餌を一度に行うのではなく、1日数回に少量ずつ分けて給餌するなど飼料の食べこぼしを低減させる。
☐	② 個体ごとの増体の状況に応じて早期出荷に取り組む。
☐	③ 青刈りとうもろこしなどの良質な粗飼料の給与により、飼料穀物の給餌量を低減させる。
☐	④ とうもろこしの代替として、飼料用麦、飼料用米の比率を高めた配合飼料等を利用する。
☐	⑤ 比較的安価な食品残さ等を活用したエコフィードを利用する。
☐	⑥ フィーダーの破損等が無いかこまめに確認して設備の管理を徹底する。
☐	⑦ その他飼料費の縮減につながる取組を行う。 → 具体的な内容：

※取組項目を選択し、選択欄に○印を記入。

※誓約書は両面印刷すること

6 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

7 6の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

(ふりがな)
法人・団体名

(ふりがな)
代表者役職・氏名

生 年 月 日 (大正・昭和・平成) 年 月 日

1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名することができる。

2 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報、令和7年度の配合飼料価格高騰経営安定対策事業に関する事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。

(別紙D)

令和 年 月 日

(畜産農家等名) 様

飼料販売・納品証明書

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、下記のとおり飼料を販売・納品したことを証明します。

【販売・納品実績内訳】

年 月	配合飼料等 (kg)	とうもろこし (kg)	TMR (kg)
令和7年4月			
令和7年5月			
令和7年6月			
令和7年7月			
令和7年8月			
令和7年9月			
令和7年10月			
令和7年11月			
令和7年12月			
令和8年1月			
令和8年2月			
令和8年3月			
合計数量			

飼料販売店名：

所 在 地：

発行責任者：

電 話 番 号：